

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、学校法人Aに採用され、B所在のC学校（以下「事業場」という。）に配属され、数学担当の講師として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、授業終了後の休み時間中に、男子生徒に肩をつかまれ、上から体重をかけられた直後より腰痛が生じ（以下「本件災害」という。）、その後も別の男子生徒から歩行妨害を受けたことなどにより、更に症状が悪化したとしている。

請求人は、同日以降、D整骨院において施術を受けていたが、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し「腰椎捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、ある男子生徒が請求人の右肩に右手をかけて、のしかかるように体重をかけてきたことにより、本件傷病を発症した旨主張しているので、以下検討する。

(2) 本件災害の発生状況については、裁決書理由に説示するとおりであり、請求人は、平成〇年〇月〇日、ある男子生徒から、のしかかるようにして体重をかけられた旨主張しているが、同生徒によると、請求人の肩に肘をのせながら会話をしたが、力を加えることはなく、肩に肘を置いただけである旨述べており、請求人の主張とは食い違っている。請求人らは、本件災害があったことは事業場側も認めているとしているが、本件災害の具体的な災害発生状況を目撃した者はおらず、同生徒が請求人の肩に手を掛けて、体重をかけてきたという請求人の主張を裏付ける資料はない。また、請求人自身、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「この時、おそらく腰の体勢が崩れるようなことになったかもしれないが、よく憶えておらず、この直後から腰が痛み出した。」旨述べていることに鑑みると、同生徒が請求人に対してどのような動作を行ったかは必ずしも明確ではなく、また、その際における請求人の姿勢について請求人の記憶が曖昧であり、本件災害の具体的な発生状況は不明であるといわざるを得ない。

(3) なお、請求人は、ある男子生徒から本件災害を含め3回体重をかけられた旨

主張しているが、本件災害と同様に目撃者はおらず、請求人の主張を裏付ける資料もないことから、過去2回の災害発生状況は不明である。

- (4) いずれにしても、請求人は、上記聴取書において、「おおむね10年くらい前から、F整骨院で腰痛の治療を受けたことがあり、その後も痛むときには随時治療を受けることが続いた。」旨述べていることに鑑みると、腰部の脆弱性が認められ、日常生活の動作においても本件傷病を発症する可能性はあったものと思料されることから、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、事業場での出来事は、本件傷病を発症する「機会原因」に過ぎないとみるのが相当であり、請求人に発症した本件傷病と業務との間に相当因果関係があったとは認められないものと判断する。

したがって、本件傷病は、業務上の事由によるものとは認められない。

- (5) なお、本件公開審理における請求人らの主張について、改めて子細に検討したが上記判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。